8 流通関係

ア 大規模小売店舗

規制改革推進	3 か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定)にま	ける決定	官内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講ぜられた措置の概要等	備考
学 块 口	1月 直 73 台 守	13年度	14年度	15年度		
大規模小売店舗	大店立地法第4条に基づき定められ、設置者が配慮すべき基本的	逐次実施			(経済産業省)	
立地法の指針の	な事項や、駐車需要の充足、騒音の発生への対応等の店舗施設の配				指針見直しに向けた調査として、大店立地法の運用状	
見直し	置及び運営方法に関して配慮すべき具体的な事項を内容とする「指				況に関する情報収集、大型店に関する基礎的な情報収	
(経済産業省)	針」については、産業構造審議会・中小企業政策審議会の中間答申				集、地方公共団体等との意見交換を行い、これらによっ	
	(平成11年5月)を踏まえ、大店立地法の施行後5年以内(平成17				て得られた情報の分析を進めた。	
	年6月1日まで)に必要な見直しを行うこととしているが、既に策					
	定後3年以上、法施行後2年以上を経過し、本法の施行状況に対す					
	る評価もより明確になりつつあるため、本「指針」について、平成					
	16年度中を目途とする見直しに向けた調査等を早急に行う。					
大規模小売店舗	大規模小売店舗立地法第13条の趣旨(地方公共団体の施策におけ	逐次実施			(経済産業省)	
立地法の趣旨の	る本法の趣旨の尊重)の周知徹底を図るため、「大店立地法相談室」				法第13条の趣旨の徹底については、大店立地法相談	
徹底	の業務の充実を図る。また、地方公共団体による同法の運用につい				室を通じ、都道府県等における届出状況・運用状況等を	
(経済産業省)	て、必要に応じて、法の解釈を示すとともに、第13条の趣旨に反す				把握するとともに、地方公共団体との連絡会議、地方公	
	る事例が生じた場合には、地方自治法に基づいて技術的助言・勧告				共団体の担当者を対象とした研修において、運用方法等	
	を行う。				に関する技術的助言を行っている。	

イ フランチャイズ・システム

規制改革推進	ほ3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定)にお	うける決定	官内容										
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講	ぜ	6	れた	措	置	の相	ぜ 要	等	備考
学 块 口	11 直 73 台 守	13年度	14年度	15年度										
本部経営者によ	現在中小小売商業振興法施行規則において定められている本部	検討	措置済											
る加盟希望者へ	経営者による加盟希望者に対する「フランチャイズ契約締結時の		(4月施											
の情報開示事項	書面記載及び事前説明義務」の対象となる個別事項について、当		行)											
の充実	該制度が経済社会全体に持つ費用対効果の分析を含め、早急な実													
(経済産業省)	態把握を行うとともに、それに基づいた制度面での対応を図る。													
	【中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令(平成 14													
	年財務・厚生労働・農林水産・経済産業省令第3号)】													
フランチャイ	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方に	検討	措置済											
ズ・ガイドライン	ついて」を、公正な情報開示・取引が一層促進されるよう、現在		(4月改											
の見直し	のフランチャイズ・システムにおける新たな問題の発生も踏まえ		定・公表)											
(公正取引委員	て、見直す。													
会)	【フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方につ													
	いて (平成14年4月24日)】													
情報開示制度の	フランチャイズ・チェーンシステムの普及促進等を通じた中小		実態把握	早期に措	< ^r	競争」	I 7	を参照	。>					
サービス分野へ	企業及びベンチャー企業の健全な発展を図るため、サービス業等		(11月公	置										
の適用拡大等サ	の小売業以外のフランチャイズについても、契約締結時の情報開		表)											
ービス・フラン	示等に関する制度の整備について、引き続き、検討するとともに、													
チャイズに関す	サービス・フランチャイズ契約全般の在り方について総合的な検		制度の在											
る環境整備	討を行い、早期に結論を得る。		り方につ											
(経済産業省)	【フランチャイズ・チェーン事業経営実態調査報告書(平成14年		いては実											
<競争工 の再掲>	11月1日)】		態把握を											
			踏まえ早											
			急に検討											

ウ 医薬品等

規制改革推進	3 か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定)にま	ける決定	官内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講ぜられた措置の概要等	備 考
争块石	相 且 內 台 寺	13年度	14年度	15年度		
医薬品のカタログ販売における 範囲の見直し (厚生労働省)	近年のインターネットによる取引の急速な発展にかんがみ、カタログ販売の可能な医薬品の範囲を拡大することにより消費者利便の向上を図る観点から、現時点において薬局等で販売されている医薬品について、カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、これまでの基準に従い、改めて検討する。		検討	検討	(厚生労働省) カタログ販売が可能な医薬品の範囲に追加できるものがあるか否かについて、都道府県に対する調査等を実施した結果、大部分の都道府県からは、医薬品の品質確保及び適切な情報提供の必要性の観点からカタログ販売の品目拡大は適切でないという意見が寄せられたが、一部の府県からは、点眼薬、検査薬等の追加が意見として提出された。これらの品目も含め、一般用医薬品すべてを対象に、成分の安全性や販売時の情報提供の必要性について、「医薬品のうち安全性上特に問題ないものの選定作業に関する検討会」において検討された結果、医薬品のうち安全性上特に問題のない医薬品については医薬部外品へ移行し、販売を自由化することが決定され、これらについては医薬部外品としてカタログ販売も可能となる。	
医薬品販売に関する規制緩和 (厚生労働省) (図寮イの 再場	医薬品について、平成11年3月31日に行った15製品群の医薬部外品への移行の実施状況を踏まえ、一定の基準(例えば、発売後、長期間経過しその間に副作用などの事故が殆ど認められないもの、など)に合致し、かつ保健衛生上比較的危険が少ないと専門家等の評価を得たものについて、一般小売店で販売できるよう、見直しを引き続き行う。		逐次実施		<「医療」イ を参照>	
医薬品卸売一般 販売の許可が不 要となる店舗に ついての周知 (厚生労働省)	単に事務処理のみを行う場所については医薬品販売業の許可を必要とする店舗でない旨を周知する。		措置済			

規制改革推進	賃3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定)にも	 3 ける決え	官内容				
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講ぜられ	れた措置の	概要等	備考
争块石	月 <u>目</u> 内 台 守	13年度	14年度	15年度				
化粧品の配合可	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合	逐次実施			(厚生労働省)			
能成分リスト	化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リス				平成14年厚生	労働省告示第389号に	おいて、配合可能	
(ポジティブリ	ト(ポジティブリスト)の見直しを図る。				成分リスト(ポ	ジティブリスト) の見	直しを図った。	
スト)の見直し	【平成13年厚生労働省告示第158号及び告示第234号、平成14年厚				化粧品の製造	・輸入販売の規制方法	について、科学的	
(厚生労働省)	生労働省告示第389号】				根拠が示された	場合には、配合可能成	分リストの見直し	
					を図る。			
薬局等における				き、必要に		て、薬剤師の適正な		
薬剤師の配置義	データを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖	応じて検討	ţ		う、引き続き、	邹道府県との連携を図	り、指導していく	
務の総合的検討	離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべ				こととする。			
(厚生労働省)	きか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずる。							
管理薬剤師の兼	薬局等における管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤	状況を踏ま	えつつ、必	要に応じて	勤務の実態、ア	双方向通信等新しい技	術の活用状況等を	
務規制の見直し	務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直	検討			踏まえ、必要に	応じて検討していく。		
(厚生労働省)	しを検討して所要の措置を講ずる。							
同一ビル内等の	医薬品一般販売業の店舗を同一ビル館内で単に平行移動する	措置済						
医薬品一般販売	場合の申請手続等について、検討結果を踏まえ見直す。	(3月通						
業の移設の手続	【平成14年厚生労働省医薬局長通知第0329008号】	知)			i			
(厚生労働省)								
薬局等を開設す	法人が薬局及び薬店を開設する場合、法人においてその業務を行	措置済						
る法人役員の診	う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意							
断書の提出	思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、							
(厚生労働省)	「精神機能の障害により欠格事由に該当する者又は麻薬、大麻、あ							
	へん若しくは覚せい剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出							
	すれば足りることとする等の平成9年3月の緩和措置を拡大し、申							
	請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は				İ			
	提出しないこととする。							
薬歴管理の電子	薬歴の電子媒体による管理について、基準となるソフト等を開	検討	措置済					
化	発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者		(1月周					
(厚生労働省)	の効率性の向上を図るとともに、消費者にとっての安心感を与え		知)					
	るべく所要の措置を講ずる。				İ			
	【「薬剤服用歴 (薬歴)の電子媒体による保存に関するガイドラ							
	イン」周知 (平成15年 1 月17日)】							

規制改革推進	3 か年計画(再改定)(平成15年 3 月28日閣議決	定)にも	ける決定	官内容											
事項名	措 置 内 容 等	実	施予定時	期		講	ぜ	6	れ <i>1</i>	と 措	置	の	概 星	等等	備 考
争块石	角 县 内 台 寺	13年度	14年度	15年度											
一般用医薬品添	一般医薬品の効能効果、副作用、飲み合わせ等消 費者にとっ	措置済													
付文書及び使用	て重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、平	(3月通													
上の注意の記載	成11年8月に発出された一般用医薬品添付文書及び使用上の注	知)			!										
要領	意の記載要領についての通知に対する実施状況を把握するとと														
(厚生労働省)	もにその周知徹底を図る。														
	【平成14年厚生労働省医薬局安全対策課長通知第0319001号及び														
	第0319002号】														
栄養補助食品に	いわゆる栄養補助食品について、パブリックコメント等を通	措置済			i										
係る規制緩和	じ、内外の意見も聴きながら、できる限り国際的な制度との整合	(4月施													
(厚生労働省)	化を図る。	行)													
	【平成13年厚生労働省令第43号】														
食品添加物用炭	食品添加物用炭酸ガスの小分け充填施設に配置すべき食品衛	結論													
酸ガスの小分け	生管理者の資格要件に関し見直しを行い、安全性を確保しつつ、														
充填に係る資格	ガス体の取扱い及び充填作業に限定した上で、資格取得のための														
要件	講習義務等の軽減等の資格要件の緩和を検討する。														
(厚生労働省)	【検討の結果、現状の資格要件を維持することとした】														

エ コンテンツ分野等

規制改革推進	ほ 3 か年計画(再改定)(平成15年 3 月28日閣議決	定定)にま	ける決定	官内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講ぜられた措置の概要等	備 考
尹坦口	1月 巨 以 台 守	13年度	14年度	15年度		
役務取引に関す	コンテンツ分野を含めたサービス分野において、公正な取引を			措置	(公正取引委員会)	
る独占禁止法ガ	より確保するためには、どのような場合に独占禁止法上問題とな				コンテンツ取引について独占禁止法上の考え方をよ	
イドラインの一	るかなどを予め明確にすることが重要であるとの観点から、複				り明確にするために「役務の委託取引における優越的地	
層の整備等	雑・多様なコンテンツ取引の実態を十分踏まえつつ、コンテンツ				位の濫用に関する独占禁止法上の指針」を改定した(平	
(公正取引委員	の取引についての独占禁止法上の考え方をより明確化するとと				成16年3月公表)。	
会)	もに、必要に応じ「役務の委託取引における優越的地位の濫用に					
	関する独占禁止法上の指針」(平成10年3月7日)の改定を行う					
	など、市場参加者にとって、より自由かつ公正な取引を行うため					
	の環境整備を行う。					
コンテンツ制作	取引の適正化を図るため、コンテンツ制作を含む役務の委託に		法案提出	法案成立	(公正取引委員会)	
を含めた役務の	係る下請取引に下請代金支払遅延等防止法の対象を拡大し、新た			後公布・	従来の製造委託・修理委託に加えコンテンツの作成等	
委託取引に対す	に法の対象となる取引に対する執行体制の整備・拡充を図る。			施行	役務に係る下請取引を規制対象に追加することを内容	
る下請代金支払	(第156回国会に関係法案提出)				とする改正下請代金支払遅延等防止法が成立。改正によ	
遅延等防止法の					り追加される業種を所管する関係省庁との連絡会議を	
適用					定期的に開催するなどして役務分野における下請取引	
(公正取引委員					の公正化のための体制を整備し,平成16年4月に改正下	
会)					請法施行。	
コンテンツ取引	コンテンツ取引全般について、その複雑・多様性にも配慮しつ	検討	一部措置	措置	<「IT」ウ24cを参照>	
全般に関する契	つ、その透明化・適正化をより一層進めるため、映像に関わる取		済			
約見本の策定・	引に関する基準の策定や、関係事業者間の十分な協議を踏まえた		(7月、			
周知	取引交渉のたたき台となる契約書の雛型(「契約見本」)の策定な		12 月 公			
(総務省、経済産	ど、具体的方策について検討し、その結果を公表する。		表)			
業省)	【アニメーション・テレビ放送番組の制作及び放送権の許諾に関					
< I T ウ24 c の再	するモデル契約書(平成14年7月5日)】					
掲>	【「ブロードバンド時代における放送番組制作体制の公正性・透					
	明性をより向上させるための具体的な取組」(「ブロードバンド時					
	代における放送番組制作に関する検討会」合意事項)(平成14年					
	12月26日)】					

規制改革推進	: 3 か年計画(再改定)(平成15年 3 月28日閣議決	· 定)に a	おける決定	官内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	期	講ぜられた措置の概要等備	考
事 块 口	11	13年度	14年度	15年度		
資金調達の	a 現行の信託業法は、信託の対象となる財産と			検討・結	(金融庁)	
多様化に向けた	して知的財産が含まれていないが、信託スキームは、一般投			論、措置	受託可能財産の制限を撤廃し、知的財産権を含めた財	
信託の対象への	資家から資金調達をするための極めて有効な手法であること			予定	産権一般を受託可能財産とするため、「信託業法案」を	
著作権の追加等	から、著作権等の知的財産を信託の対象となる財産権に追加				平成16年3月5日に国会に提出済。	
	することについて検討を行い、結論を得る。					
(金融庁、経済産	b 加えて、より多くの多様な信託スキームを実現する観点か			検討・結	(金融庁)	
業省、農林水産省)	ら、銀行以外の事業会社についての免許要件等を整備し、信			論、措置	参入基準や行為規制等を整備し、金融機関以外の者に	
	託業務を行う者の範囲の拡大を講じることについて検討を行			予定	よる信託業への参入を可能とするため、「信託業法案」	
	い、結論を得る。				を平成16年3月5日に国会に提出済。	
	c また、現行の商品投資に関する事業の規制に関する法律(平			検討	(金融庁・農林水産省・経済産業省)	
	成3年法律第66号)は、商品投資の対象として「映画」を認				映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点か	
	めているものの、これまで許可をした映画ファンドの販売許				ら、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業に	
	可業者はごく少数である。したがって、投資家保護に配慮し				ついて、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和	
	つつ、より多くの映画ファンドを組成する観点から、複数の				した(商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の	
	役員・使用人が商品ファンド等の実績を持つことなどを求め				一部を改正する命令(内閣府、農林水産省、経済産業省	
	ている許可要件の緩和の可能性について検討を行う。				令第1号)平成16年3月31日施行)。	

オ その他

規制改革推進	3 か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定定)にま	おける決定	官内容		
事項名		実	施予定時	期	講ぜられた措置の概要等	備 考
事 垻 口	1月 且 13 台 守	13年度	14年度	15年度		
銀行系クレジッ	銀行系クレジットカード会社に対する総合割賦方式を容認す	措置済				
トカード会社の	ర .	(6月通				
業務範囲	【平成13年各地方経済産業局長通知】	知)				
(経済産業省)						
「バンクカード」	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)にお		結論	措置	<「釜山オを参照>	
でのリボルビン	ける提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総			(平成16		
グ方式及び総合	合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講			年4月措		
方式による割賦	ずる。			置予定)		
購入あっせんの						
解禁						
(経済産業省)						
<鍋蛄の再移						
生鮮食料品流通	卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し	検討	検討	結論	<「農水」エ を参照>	
制度	得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市					
(農林水産省)	場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、					
◇農人工 の再移	卸売手数料の問題について検討を行う。					
小売市場開設許	小売商業調整特別措置法に基づく小売市場開設の 許可除外規	平成13年度	以降引き続	き検討	(経済産業省)	
可	定について、需給調整的に用いないようにするとともに、ディベ				道府県及び政令指定市における小売市場の実態や関	
(経済産業省)	ロッパー等の不当な搾取から小売商を保護するという制度の妥				係者の意向等につき平成15年に調査を実施。今後、関	
	当性について再検討し、当該規定を廃止する方向で措置する。				係団体等から情報収集を行うなど引き続き検討を行っ	
					ていく。	
酒類の共同蔵置	複数の酒類の販売業者が共同で酒類蔵置所を設置する場合、使		措置済			
所の取扱いの簡	用スペース等を区分けしていなくても、酒類の販売業者ごとに蔵		(7月通			
素化	置している酒類が確実に特定できる場合には共同使用を認める。		達)			
(財務省)	【酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について					
	(平成14年7月4日付1-46課酒国税庁長官通達)】					

規制改革推進	3 か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議 浸	快定)にま	おける決え	定内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	- 期	講ぜられた措置の概要等	備 考
争坦石	相	13年度	14年度	15年度		
期限付き酒類小	開催期間があらかじめ定められている期限付酒類小売業免許		措置済			
売業免許の申請	について、既免許者の場合には添付書類の更なる簡素化を図る。		(7月通			
手続の簡素化	【酒税法及び酒類行政関係事務マニュアルの一部改正について		達)			
(財務省)	(平成14年7月4日付課酒1-48国税庁長官通達)】					
会社分割・合併	会社分割により営業主体の変更があった場合の免許の取得に		結論	措置	(財務省)	
における酒類販	ついて、その手続を整備し、また、営業主体の変更があった場合				会社分割により営業主体の変更があった場合の免許	
売業免許の取得	の免許申請に係る添付書類の削減等簡素化を図る。				の取得については、課酒 1-48 (酒税法及び酒類行政関係	
手続の整備・簡					法令等解釈通達の一部改正について(平成 15 年 7 月 7	
素化					日国税庁長官通達))により、申請者が免許を取消された	
(財務省)					ことがある者でないこと等の一定の要件を満たしてい	
					るときは、法人の合併等の場合と同様に免許を受けられ	
					ることとした。	
					また、その免許申請書の添付書類は、変更事項に係る	
					最小限の書類の添付を求めることとし、課酒1-49 (酒税	
					及び酒類関係事務マニュアルの一部改正について(平成	
					15年7月7日国税庁長官通達))により、その一部について	
					は会社の既存資料(分割計画書)の写しでよいこととし	
					た。	
					į	

規制改革推進	賃3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定)にま	 うける決足	官内容		
事項名	措置内容等	実	施予定時	, 期	講ぜられた措置の概要等	備考
事 点 口	月 县 內 台 守	13年度	14年度	15年度		
大型店舗酒類小 売業に係る販売 規制の緩和 (財務省)	大型店舗酒類小売業免許に係る免許取得後3年間の販売制限等の特例的措置について、平成15年9月の一般酒類小売業免許に係る規制緩和後の需給等の状況を踏まえ、見直しを検討する。			検討・結論	(財務省) 大型店舗酒類小売業免許等の特例的措置については、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成15年法律第34号)附則第3条 検討 において、「政府は、この法律の施行の状況、酒類の特性、青少年の健全な育成の重要性、地域社会における酒類小売業者の役割等を勘案し、酒類の販売業免許の制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされたことから、同法の施行状況等も踏まえ、幅広い観点から引き続き検討することとした。なお、大型店舗酒類小売業免許に係る販売する清酒の範囲については、課酒1-48(酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の一部改正について(平成15年7月7日国税庁長官通達))により、「500ミリリットルリアの容器入りのリサイクルの対象となる瓶詰品」に拡大した。	
米穀小売業の登録更新手続の簡素化及び登録の有効期間の延長(農林水産省) 古物営業法に係る届出等手続の緩和(警察庁)	米穀小売業の登録更新手続における更新申請書の添付書類については、登録要件の充足を確認するために必要な必要最低限のものとするように簡素化を行うとともに、登録の有効期間(3年)を延長する。 (第156回国会に関係法案提出) 古物営業法に係る変更届出において、届出期間の延長を行う。		検討・結 論(法案 提出)		(農林水産省) 業者登録制度については、平成14年12月3日に決定した「米政策改革大綱」を受け、有効期間の定めのない届出制を導入すること等を盛り込んだ食糧法改正法案を第156回通常国会へ提出した。 同国会により食糧法改正法が成立し、平成16年度より施行される。これにより、更新登録の手続きは不要となる。 (警察庁) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則(平成15年国家公安委員会規則第11号)が平成15年9月1日に施行された。	

規制改革推進	ҍ3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決	定定)にま	おける決定	官内容	
事項名	措置内容等	実	施予定時	, 期	講ぜられた措置の概要等 備考
尹 垻 右 	14 基 内 谷 寺	13年度	14年度	15年度	
たばこ小売販売	たばこ小売販売業の許可事務に係る処理期間について見直し			検討・結	(財務省)
業の許可に係る	を行う。			論	「製造たばこ小売販売業許可等取扱要領について」
事務処理期間の					通達の一部改正 (平成16年3月31日付財理第1245号)に
短縮					より、たばこ小売販売業の許可事務に係る事務処理期
(財務省)					間を「3月以内」から「2月以内」に短縮した
効率的なSCM	効率的なサプライチェーン・マネジメント (SCM) 構築に向		検討・結		<「競争」エ を参照>
構築に向けた下	けて、下請法の運用明確化を図る。		論		
請法の運用明確					
化					
(公正取引委員					
会、経済産業省)					
< 競争工 の再					
掲>					